

与謝野町地域こどもの生活支援強化事業委託業務 仕様書

1. 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に記載のある児童虐待防止対策の充実事業に基づき、地域の子ども達のために食を通じた居場所づくり、体験や経験によるこどもとの心の距離を縮める取り組み、および生活困窮世帯に対するこども用品の配布などを目的とした事業を実施する。また、本事業を通じて、次期与謝野町こども計画の策定を見据え、こどもらの安心・安全に過ごせる居場所を提供することを目的とする。

2. 対象者

与謝野町要対協案件に登録のあるこども及びその保護者ならびに町内に居住する高校生年齢以下のこども。

3. 実施場所および実施日時

- (1) 実施場所：受託者が用意する町内の施設。
- (2) 実施頻度：週3回以上の食及び用品の提供また、二カ月に1回以上の体験・経験企画（※別途、要支援児童等に対しては、週1回以上の食及び用品の提供また、月1回以上の企画）を実施すること。
- (3) 実施日時：こどもが参加しやすい日時（放課後、休日、長期休業期間など）を設定し、町と協議のうえ決定すること。

4. 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を実施すること。

(1) 食の提供・こども用品の提供

- ・栄養バランスに配慮した温かい食事（弁当配布を含む）を無償で提供すること。
- ・食品衛生法等の関係法令を遵守し、食中毒等の予防に万全を期すこと。
- ・要保護児童対策地域協議会と連携したこども等への食及びこども用品を提供すること。
- ・本事業を利用する支援を必要とする世帯へのこども用品を提供すること。

(2) 生活支援・体験学習等の支援

- ・こどもが安心して過ごせる居場所を提供し、基本的な生活習慣の習得に向けた助言を行うこと。
- ・こどもへ体験や経験による人と人との繋がりへの支援を行うこと。

(3) 相談支援および関係機関へのつなぎ

- ・こどもや保護者からの相談に日常的に応じ、必要に応じて与謝野町（子育て応援課等）等の関係機関へ確実につなぐこと。

(4) ネットワークの構築

- ・地域のボランティアや関係団体と連携しこどもを支える体制づくりに努めること。

5. 実施体制

- (1) 事業を安全かつ適切に実施するため、責任者を1名配置するとともに、業務遂行に必要なスタッフ・ボランティアを十分に確保すること。
- (2) 実施要領に記載の通り、適切な人員配置等を考慮した適正な人件費を確保し、事業運営体制の信頼性を担保すること。

6. 安全・危機管理

- (1) 事故やトラブル、災害発生時における緊急対応マニュアルを策定し、スタッフ等に周知徹底すること。
- (2) 万一の事故に備え、ボランティア保険や損害賠償責任保険等に参加すること。

7. 守秘義務及び個人情報の保護

受託者及び業務に従事する者は、業務上知り得たこどもや保護者の個人情報を適切に管理し、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

8. 実績報告・打合せ

- (1) 毎月の実施状況を取りまとめ、翌月15日までに月次報告書を提出すること。
- (2) 委託期間終了後、速やかに完了実績報告書（収支決算書を含む）を提出すること。
- (3) その他、必要に応じて町と打合せを行うこと。